



株式会社 融創国際 〒104-0033 東京都中央区新川 1-22-12 ニッテビル 802

YUSO Kokusai Co., Ltd. Room802., 8/F Nittei BLD 1-22-12, Shinkawa, Chuo-ku, Tokyo104-0033

TEL: 03-3553-0881 FAX: 03-3553-0882 E-Mail:info-a@yuso-kokusai.com URL:<http://www.yuso-kokusai.com>

2012 年 4 月 10 日

航空貨物代理店 各位

株式会社 融創国際

CA 便上海転送禁止品のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記に関して、2011 年 5 月 10 日にてお送りの上海税関規定による上海経由別送品受託の停止をご案内致しましたが、このたび転送禁止品が追加されましたので、下記のとおりお知らせいたします。
何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

適用日 : 即日

対象仕向地 : 上海経由エアー、トラック転送による中国国内・国外全仕向地

受託禁止品 : ①別送品 (Air Waybill 及び Manifest の品目が身の回り品 “personal effects” 並びに 家財 “household goods” に分類される品目)

②Perishable Cargo (ワクチン、植物、農産物、海産物、冷凍食品等、天候や温度、その他外的環境の変化により品質が劣化し易いもの)

③食品一般

②・③は保冷剤の有無、ドライアイスの有無にかかわらず受託不可。

<受託可／不可品一例>

粉ミルク・・・受託不可

生花、種・・・受託不可

危険化学品・・・受託可

電機製品・・・受託可

上記貨物は上海までの輸送は受託しておりますが、上海以遠の中国国内・国外仕向地宛は、旅客便・貨物便・トラックにかかわらず、また混載・ストレートにかかわらず、全面的に受託禁止となりますので、ご注意ください。受託可能か疑わしいものは、予約時にお問い合わせください。

品名から中身が判断しにくい場合、上海税関が転送禁止品ではないか確認を行いますので、通関に時間を要する場合がございます。予めご了承ください。

以上